

さんふらわあ志布志航路利用促進助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 さんふらわあ志布志航路利用促進協議会は、さんふらわあ志布志航路の利用促進を図るため、さんふらわあ志布志航路を利用して企画旅行等を実施する団体・グループ（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において一定額の助成を行うものとし、その実施についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成要件等)

第2条 助成の対象となる団体等は、6歳以上の利用者で構成する10人以上の団体であり、かつ、さんふらわあ志布志航路の利用促進に寄与するとともに、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会長（以下、会長という）が認めた団体等とする。

2 助成対象の経費は、企画旅行等の実施に要する「さんふらわあ」の運賃とする。

3 助成の額は次のとおりとする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 一人当たり往復利用で1,000円、片道利用で500円を助成する。

(2) 6歳から12歳までの利用者については、前号の金額の半額とする。

(3) 一団体等1回の利用における助成金の限度額は60,000円とし、一団体等の申請回数については、制限は設けないものとする。

(4) 修学旅行にあつては、市内中学校・高等学校は一人当たり往復利用で10,000円、片道利用で5,000円、市外中学校・高等学校は一人当たり往復利用で5,000円、片道利用で2,500円を助成する。なお、この際、前号の規定は適用しないものとする。ただし、県内中学校・高等学校の修学旅行にあつては、乗船予約確定後に天候不良及び予測不能な船舶不良により欠航が生じた場合、株式会社商船三井さんふらわあが運航する代替航路に乗船した場合も助成対象とする。

(助成対象外の要件)

第3条 次の各号の要件に該当する者は、助成対象外とする。

(1) 旅行エージェントが実施する企画ツアー等により乗船する者

(助成金の交付申請)

第4条 助成事業を申請しようとする団体等（以下「助成事業者」という。）は、乗船の日から30日以内に、「助成金等交付申請書」（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成金等請求書（様式第2号）

(助成金の交付)

第5条 会長は、助成の申込みがあつたときは、その内容を審査並びに「乗船確認書」（様式第3号）により確認のうえ、助成の対象として適当と認めたときは、速やかにその交付の決定をし、助成金を助成事業者の指定する口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第6条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、すでに交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用したとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
(第3条関係 様式第1号の一部改正)
- 3 この要綱は、平成23年7月15日から適用する。
(第3条関係 助成対象外の要件 第1号を追加)
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
(第3条関係 助成対象外の要件 第2号を明文化)
(第4条関係 助成金の交付申請の一部改正)
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
(第2条関係 助成要件の一部改正)
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
(第2条関係 助成要件の一部改正)